

外国人高度人材に関するポイント制導入の際の基準等に関する
検討会議事要領

- 1 「外国人高度人材に関するポイント制導入の際の基準等に関する検討会」
（以下「検討会」という。）の議事運営は、検討会開催要綱に定めるもののほ
か、この要領の定めるところによる。
- 2 座長は、検討会の議長となり、議事を整理する。
- 3 検討会は、座長が必要があると認めるときは、参集者でない者の説明又は
意見を聴くことができる。
- 4 検討会は、別紙 1 により座長が判断した場合を除き、公開する。
- 5 検討会の議事については、議事概要を作成する。
- 6 議事概要及び検討会の資料は、別紙 1 に準拠し座長が判断した場合を除き、
厚生労働省のホームページ上で公開する。
- 7 会場の制約の下で可能な限り傍聴を認める。ただし、傍聴者は別紙 2 の留
意事項を遵守するものとする。
- 8 この規程に定めるもののほか、検討会の議事運営に関し必要な事項は、座
長と協議の上、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部長が定める。

議事の公開について

検討会は原則公開とする。

ただし、以下に該当する場合であって、座長が非公開が妥当であると判断した場合には、非公開とする。

- ①個人に関する情報を保護する必要がある。
- ②特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は意志決定の中立性が不当に損なわれるとともに、委員の適切な選考が困難となるおそれがある。
- ③公開することにより、市場に影響を及ぼすなど、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。
- ④公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。

※上記①～④は、厚生労働省が定める「審議会等会合の公開に関する指針」における審議会等会合の公開に関する考え方に準拠するもの。

傍聴される皆様への留意事項

検討会の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらをお守りいただけない場合は、退場していただくことがあります。

1. 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
2. 携帯電話等は、電源を必ず切って傍聴して下さい。
3. 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用は御遠慮下さい。
4. 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
5. 検討会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
6. 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮下さい。
7. 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮下さい。
8. 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎んで下さい。
9. はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
10. 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他会議の進行を妨げる恐れのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
11. 会議の妨げとなる言動があった場合には、退室をお願いする場合がございます。
12. 非公開とされる議題になりましたら、座長及び事務局職員の指示に従いご退席いただきますようお願いいたします。
13. その他、座長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

※ 会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがありますので予め御了承下さい。

※会議資料のみご希望の方は、会議終了後、当課にて配布いたします。

また、後日厚生労働省ホームページにも掲載いたします。

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/other.html#syokuan>